



栃木県公報

令和8(2026)年
3月31日(火)
号外
第26号

目次

監査委員

○栃木県監査委員事務局規程の一部改正..... 1

企業局

○栃木県企業局処務規程の一部改正..... 2

労働委員会

○栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正..... 2

監査委員

栃木県監査委員訓令第1号

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県監査委員

栃木県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

栃木県監査委員事務局規程（平成12年栃木県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第4条関係）						別表（第4条関係）					
事務		専決権者				事務		専決権者			
種類	事項	事務局	課長	総括課長	リ	種類	事項	事務局	課長	総括課長	リ
		局長	長	補佐	ダ			局長	長	補佐	ダ
備考						備考					
1～8 略						1～8 略					
9 服務に関する事務	(1)～(3) 略					9 服務に関する事務	(1)～(3) 略				
	<u>(4) 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに週休日の振替、勤務時間の割</u>						<u>(4) 職員の勤務時間の割振り及び週休日の振替え</u>				

振り変更 及び勤務 時間を割 り振らな い日の振 替																				
	ア～ウ 略										ア～ウ 略									
	(5)～(8) 略										(5)～(8) 略									
10 略										10 略										

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

企 業 局

栃木県公営企業訓令第1号

本 庁
発電管理事務所
水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程（昭和45年栃木県電気事業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1本庁関係共通事項の表13の項第4号中「並びに」を「並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに」に、「及び4時間の勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更及び勤務時間を割り振らない日の振替」に改める。

別表第2の1出先機関関係共通事項の表6の項第4号中「並びに」を「並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに」に、「及び4時間の勤務時間の割振り変更」を「勤務時間の割振り変更及び勤務時間を割り振らない日の振替」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経営企画課)

労 働 委 員 会

栃木県労働委員会訓令第1号

栃木県労働委員会事務局

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県労働委員会会長 橋本 賢二郎

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県労働委員会事務局処務規程（昭和41年栃木県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
事 務		専決権者		備考	事 務		専決権者		備考
種 類	事 項	事	課	総 括 課	種 類	事 項	事	課	総 括 課
		務					務		

		局 長	長	長 補 佐			局 長	長	長 補 佐
1～7 略					1～7 略				
8 服務に 関する事 務	(1)～(3) 略				8 服務に 関する事 務	(1)～(3) 略			
	(4) 職員の週 休日及び勤 務時間の割 振り並びに 勤務時間を 割り振らな い日の設定 並びに週休 日の振替、 勤務時間の 割り変更 及び勤務時 間を割り振 らない日の 振替					(4) 職員の週 休日及び勤 務時間の割 振り _____ _____ _____ _____ 並びに週休 日の振替及 び4時間の 勤務時間の 割り変更 _____ _____ _____			
	ア・イ 略					ア・イ 略			
	(5)～(8) 略					(5)～(8) 略			

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。